（議長）

日程第１８、承認第１号、令和８年度江差町一般会計補正予算(第５号)の専決処分の承認を求める事についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

（議長）

町長。

「町長」（提案説明）

承認第１号、令和８年度江差町一般会計補正予算（第５号）の専決処分の承認を求める事についてでございます。

地方自治法第１７９条第１項の規定により別紙の通り専決処分を致しましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

江差町議会議員補欠選挙に係る経費につきまして、令和８年６月１６日付をもって専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、承認頂きますようよろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

（議長）

財政課長。

「財政課長」

それでは承認第１号について、補足説明させて頂きます。

議案書９ページの補正予算構成表をご覧下さい。江差町議会議員補欠選挙です。本件につきましては、去る７月１２日に執行されました江差町長選挙に出馬する為、現職議員１名が６月１５日付で辞職された事に伴って執行する事となりました、便乗補欠選挙に係る事務経費です。選挙立会人報酬や職員人件費、投票用紙及び掲示板制作費等の所要の経費を措置しました。

告示日までの期間が短く、早急に選挙事務を進める必要がありました事から、６月１６日付で専決処分したものでございます。補正額は３１５万２千円、全額一般財源です。

尚ご案内の通り、補欠選挙は無投票となりました事から、本件補正予算額の多くにつきましては、今後の議会におきまして、減額補正させて頂く予定であります事を補足致します。

説明は以上です。ご審議の上、ご承認頂きますようよろしくお願い致します。

（議長）

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

（「なし」の声。）

（議長）
質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声。）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。
承認第１号、令和８年度江差町一般会計補正予算(第５号)の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手全員であります。よって承認第１号については原案の通り承認されました。

（議長）
日程第１９、承認第２号、令和８年度江差町一般会計補正予算(第６号)の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町長」
議長。

（議長）
町長。

「町長」（提案説明）
承認第２号、令和８年度江差町一般会計補正予算（第６号）の専決処分の承認を求めることについてでございます。
地方自治法第１７９条第１項の規定により別紙の通り専決処分を致しましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。
海岸し、漂着物緊急対策事業に係る経費につきまして、令和８年８月２４日付をもって専

決処分したものでございます。
　具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、承認頂きますようよろしくお願い申し上げます。

「財政課長」
　財政課長。

（議長）
　財政課長。

「財政課長」
　それでは承認第２号について、補足説明させて頂きます。議案書２３ページの補正予算構成表をご覧下さい。
　海岸漂着物緊急対策事業です。定例会資料１も併せてご覧下さい。
　本事業につきましては、本年７月１０日から２２日にかけて、低気圧や前線による大雨の影響で、町内海岸線に大量の流木等が漂着しましたところ、９月上旬から始まる秋サケ、ちょう定置網漁や日常の漁業活動に当たり、再流出による漁船・漁具の物的損害や人身事故を未然に防止する為、漂着物を波の影響を受けない陸側へ移動させると共に、今後のていこう、天候状況を踏まえ、適時のタイミングを見計らい廃棄処分するものです。
　本件専決処分に係る補正予算につきましては、秋サケ漁の為、急がれる漂着物の陸側への移動に係る業務委託費を措置したものです。
　住民の財産を守る緊急対策に当たり、ほせ、え一予算の補正を行う必要がありましたので、８月２４日付で専決処分したものでございます。
　補正額は４２３万５千円、財源内訳の同支出金は、本年６月４日付で交付決定を受けました北海道海岸漂着物等地域対策推進事業補助１，９３０万２千円のうち、所要分を充当しました。尚、漂着物移動に係る委託業務につきましては、８月２７日付で町内建設業者へ発注済みとなっております事を補足致します。
　説明は以上です。ご審議の上、ご承認頂きますようよろしくお願いを致します。

（議長）
　以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。
　質疑希望ありませんか。

　（「なし」の声。）

（議長）
　質疑希望ありませんので質疑を終結致します。
　お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声。）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。
承認第２号、令和８年度江差町一般会計補正予算（第６号）の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手全員であります。よって承認第２号については、原案の通り承認されました。

（議長）
日程第２０、議案第１号、江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、及び日程第２１、議案第２号、江差町家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、関連がありますので一括議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町長」
議長。

（議長）
町長。

「町長」（提案説明）
ただ今、一括上程となりました、議案第１号、江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、及び議案第２号、江差町家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。
児童福祉法等の一部を改正する法律の一部施行及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令、並びにこども性暴力防止、性暴力防止法の施行に伴い関係する条例の一部を改正するものでございます。
具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

「町民福祉課長」

町民福祉課長。

（議長）
町民福祉課長。

「町民福祉課長」
え一、それでは、一括上程となりました、議案第１号及び議案第２号につきまして、補足説明をさせて頂きます。
え一議案書につきましては、３３ページから４２ページ、え一定例会資料は3ページから３４ページの資料２と資料３となります。え一今回の改正につきましては、児童福祉法等、国の関係する法律などの改正により、国の基準に準じて条例を改正するものです。
え一資料３ページからとなります。資料２の新旧対照表をご覧下さい。
議案第１号の改正内容につきましては、これまで国家戦略特別区域に限られていた満３歳以上限定小規模保育事業が、全ての自治体で実施可能となった事に伴う改正となります。
主な改正内容ですが、新旧対照表３ページの第２条、ら、第６号において、これまでの小規模保育事業を満３歳未満小規模保育事業に改め、第６号の２として、今回新たに実施となる満３歳以上限定小規模保育事業を加えております。
また、第１１号の２として教育認定子ども、第１１号の３として満３歳以上保育認定子ども、第１１号の４として保育認定子どもの各用語の定義を加えているものです。
以下、各条における改正内容は、え一先ほど説明致しました満３歳以上限定小規模保育事業の開始に基づく基準の新設や用語、条文の文言整理等であります事から、説明につきましては割愛をさせて頂きます。なお現状、当町におきましては、小規模保育事業を実施している事業所はございません。
え一次に、資料２５ページからの、え一資料３、議案第２号の主な改正内容につきましては、え一議案第１号と同じく、満３歳以上限定小規模保育事業の実施に伴う文言追記や整理を、第６条第１項第３号、第６条第７項、第１８条第６号、第２７条で改正をしております。
え一次に、特定理学療法士等１名限定となりますが、保育士とみなす事が可能となった事に伴う改正で、え一第２９条、第３１条、第４４条、第４７条のそれぞれ、第４項、第５項として基準を新設しております。
え一最後に、国のこども性暴力防止法施行に伴い、性暴力等から児童の適切な保護の為、児童対象性暴力等の防止を新たに１３条で、え一規定をさせて頂いております。
え一議案第１号、第２号の条例の施行日は、いずれも公布の日からとするものですが、議案第２号の第１３条に規定している児童対象性暴力等の防止につきましては、国の法律施行日と同様の令和８年１２月２５日からとなります。
以上が補足説明となります。ご審議方よろしくお願い致します。

（議長）
以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありますか。

（「なし」の声。）

（議長）
質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

（「なし」の声。）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第１号、江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手全員であります。よって議案第１号については、原案の通り可決されました。

（議長）
次に議案第２号、江差町家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手全員であります。よって議案第２号については、原案の通り可決されました。

（議長）
日程第２２、議案第３号、江差、令和８年度江差町一般会計補正予算（第７号）についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。

「町長」
議長。

（議長）
町長。

「町長」（提案説明）
議案第３号、令和８年度江差町一般会計補正予算（第７号）についてでございます。

今回の補正につきましては、かもめ島入口町有地舗装等整備工事など１６事業の補正のほか、２事業の財源更正の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億１６２万３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８１億５，９５４万円とするものでございます。

また併せまして、地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

（議長）

財政課長。

「財政課長」

それでは議案第３号について、補足説明させて頂きます。

議案書４５ページの補正予算構成表をご覧下さい。初めに、かもめ島入口町有地（姥神町１番６）舗装等整備工事です。資料４を併せてご覧下さい。

現在かもめ島入口に接する一般国道２２８号において、環状交差点ラウンドアバウトによる交差点改良工事が行われておりますが、国道歩道部と隣接する「江差旅庭　群来」横の町有地についても、アスファルト舗装により改良後の国道の状態と調和させ、今後の多目的利用を図ると共に、新・道の駅開業に向けた環境整備の為、既設の観光案内看板を撤去します。補正額は２８６万円、全額一般財源です。

次に、令和７年度障害者自立支援給付費道費負担金返還です。

本件につきましては、関係法令に基づく負担金の額の確定に伴い、既に交付を受けた金額との差額分を返還するものです。補正額は５３２万５千円です。全額一般財源となります。

次に各種統計調査です。

本年５月１４日付で、北海道より各種統計調査費市町村交付金の交付決定を受けましたところ、本年度の執行見込みの見通しがつきました事から、事業予算内におきまして、不足する消耗品費に対して人件費の不用額を移し替えるものです。同科目内の人件費から物件費への移動となりますので補正額は０円となります。

次に関連がございますので、５事業を一括して説明させて頂きます。

対象事業につきましては、医療費助成システム改修（オンライン資格確認対応（ひとり親））、国民年金システム改修（制度改正対応）、医療費助成システム改修（オンライン資格確認対応（重度））、障害者福祉システム改修（オンライン資格確認対応）、医療費助成システム改修（オンライン資格確認対応（子ども））です。これらは、マイナンバーカードの利用による各種医療費に係る医療機関での手続きの簡略化、及び国民年金に係る育児期間中の保険料免除手続きの制度改正に対応する為のシステム改修です。

補正額は、それぞれ記載の通りでして、５事ごう、の５事業を合計して３５７万３千円となります。

財源の国庫支出金、計１１７万１千円につきましては、本年８月３日付で内示を受けました、医療費助成自治体システム改修費補助金となります。

なお国民年金システム改修に係る補助金につきましても、今後、事業費が確定した段階で交付を受ける見込みです。

次に少し戻って頂きます。こう、後期高齢者医療広域連合負担金です。

本件は、後期高齢者医療広域連合への令和８年度市町村療養給付費負担金の決定に伴い、予算額を減額補正するものです。補正額はマイナス８８４万６千円、全額一般かい源、一般財源となります。

次に４段下の、物価高騰対応子育て支援保育料助成事業と関連がございますので、この表の一番下から２段落目の物価高騰対応、中学校修学旅きょう、旅行費補助の２事業を一括して説明させて頂きます。資料５と６を併せてご覧下さい。

いずれも、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯への経済的支援策として行うもので、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用致します。

保育料助成事業につきましては、町内に住所があるゼロ歳児から２歳児を監護する保護者に対し、当該児童に係る町立保育園、町内私立認定こども園又は町外保育施設の保育料を全額助成するものです。対象期間は、本年度分全て保育料の全額納付が確認できた保護者に対し、本年１０月下旬と来年４月下旬の２回に分けて助成金を交付します。対象者は２３世帯２４人を見込みます。補正額は６０５万５千円。

修学旅行費補助につきましては、町内に住所があり、町立中学校へ通う３年生の保護者に対し、当該生徒に係る修学旅行費の全額を補助するものです。本年度の修学旅行は、江差、えー中学校、江差北中学校、おー、の両校とも、東北方面へ２泊３日、ひた、えー１人当たりの旅行費は６万円前後。対象者は３２人を見込んでおります。補正額は１９１万４千円。

尚これらの２事業につきましては、４期目の町長公約として掲げたものでございまして、大門議員の一般質問でご答弁申し上げました通り、来年度以降につきましても、財源対策を含め、制度設計に検討を加えながら、せ、継続させて頂きたく考えておりますので、ご理解のほど重ねてお願いを申し上げます。

次につきましても関連がございますので、２事業を一括してご説明させて頂きます。

きれいなまちづくり推進及びその４段、んー、その、下４段目の海水浴場運営です。

これらにつきましては、承認第２号でご説明致しました通り、海岸漂着物に係る道の補助金が交付決定された事に伴って、既存予算を財源更正するものでございます。補正額はそれぞれ記載の通りです。

次に再生可能エネルギー等活用基金積立です。

本事業につきましては、本日、行政報告致しました合同会社ユーラス江差風力様からのご寄付によるもので、寄附意向に基づきまして、持続可能な脱炭素、脱炭素社会の実現に向けたまちづくりを進める為、寄附金の全額を江差町再生可能エネルギー等活用基金へ積み立てるものです。補正額は１６０、うー、万円です。

次に農業競争力、うー、強化農地整備事業です。

本事業につきましては、水堀地区における道営による農業基盤整備事業に係る用排水路整備にかか、うー、に対する地元負担金を支出するもので、道の事業予算要求後、資材費高騰等に伴って、町負担額が増額変更になった事により不足する事となった予算額を措置するものです。補正額は４６８万８千円。財源の地方債につきましては、過疎対策事業債となっております。

今回の事業費の変更に伴って地方債補正も併せて行いました。４９ページに第２表を記載しておりますのでご確認ください。

次に海岸漂着物緊急対策事業です。

本事業につきましては、本日、承認第２号でご説明致しました、え一同事業を増額補正するもので、今後において、陸側へ仮置きした漂着物を収集廃棄処分する為の業務委託費を措置、計上しました。補正額は１，６３３万５千円。財源は記載の通りです。

次に町道除雪対策です。

今冬の歩行者及び自転、自動車の安全確保の為、除雪作業員の人件費、融雪剤、防雪柵等の資材、資機材及び北部地域の除せい、除雪委託費等を措置します。

補正額は６，６８３万３千円、全額一般財源です。

最後に朝日町民体育館ストーブ取り替えです。資料７をご覧ください。

経年劣化によるＦＦ式温風ストーブ本体の更新調達となります。補正額は１２８万６千円全額一般財源です。

以上、一般補正１８事業の補正額の合計は１億飛び１６２万３千円となりました。財源内訳は記載の通りです。これで補足説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いを致します。

（議長）

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望はありませんか。

（「なし」の声。）

「小野寺議員」

はい、議長。

（議長）

小野寺議員。

「小野寺議員」

えっと一点だけです。今、一番最後に説明ありました、ちょっとストーブの関係。

え一資料７を読むとよく分かる。先程の説明がちょっとよく分かんなかったんですが、４

台ある内、結果的には、どういう事なんですか。１台はもう使えないので、３台を取り替えると。つまり４台あったけれども、１台は仕方がないと言う意味なんでしょうかね。ちょっとそこら辺、教えて下さい。

それと併せてなんですが、これ結局１５年以上経過してるから、いわゆる、その一、よくある点検、色んなものあるでしょうけど、例えばこのストーブＦＦ、もう１５年も経ったらきっと、一定の経、経、年数経っちゃってるから、点検っていう事はないのかもしれませんが、どういう点検になってるんですか。で、これ、たまたま動かそうと思ったら動かなかったって意味での点検不良という事なんですね、きっとね。いやちょっと分かりません。教えて下さい。

で、関連でちょっと、お聞きします。関連、あー、そっか、ごめんなさい、そっちですよね。ちょっと関連でお聞きします。こういうＦＦ式の温風機、あの過去何回か、似た様な事が起きた時に私、動かなくなってから壊れてから取り替えるっていう事をやめなさいねってゆった事あるんですが、そもそもどうなってるんですか。

あの一例えば、私、南が丘ふれあいセンターにあるんですけど、あれ１５年以上ですよね。建ててからきっと替えてないのかな。いや、よく分かんないんだけどね。そもそも、温風機ストーブそのものもそうですし、タンクもそうですし、地下の埋設、物もありますね。その一連の施設って１５年２０年ってどうしてるのがなと。あの、が、ごめんなさいね。費目で言うとちょっとこっちなんですが、関連で、もし手元に資料なかったらよろしいです。私ちょっとね、費目が違うので、あの関連でないって言われたらあれですから、もし分かれば教えて下さい。

「社会教育課長」

社会教育課長。

（議長）

社会教育課長。

「社会教育課長」

えー、ただ今、あ、小野寺議員から質問がありました、あー朝日町民体育館のストーブ取り替えでございます。

えー、えー全４台、えーある内のですね、えー１台につきましては、え一令和６年度に、え、改修、取替をしてございます。

で、今般、えー昨年度、えー１台故障している事から、あー今冬における、う、ストーブ、うー４台を稼働する為に１台を取り替えをするものでございます。

えー残り２台につきましても、おー、えー今、あーお話のありました通り、１５年以上経過している事から、今後、まっ財政状況も見ながらですね、えー取り替え等について検討して参りたいと思っております。

えー点検等につきましては、大変申し訳ございません。えーと把握してございません。申

し訳ございません。

（議長）
財政課長。

「財政課長」
えーと、私からは、えー関連質問で、ま、町有施設全体という事での今、ご質問でした。ですので、少し答弁が及ばない部分があるかもしれませんけれども、まぁその辺ご承、ご了承頂きながらの、お一答弁とさせて下さい、よろしくお願いします。
私が把握している部分では、やはりその、んーと、まず財政課で言いますと集会施設、うー児童館、含めてまあ１５程の施設ございます。で、今、小野寺議員、仰いましたように、えー社会福祉施設とすれば、町民福祉課で、えー例えば南が、南が丘ふれあいセンター或いは水堀コミュニティセンターとあります。
で、一方で、ほん、今回質問のありました通り、体育館だとか、まぁそれぞれ、えー、所管が分かれておりますけれども、うー、い、一般的には大きな施設になると、おおー、保守点検業者に委託をした中で、えー消防設備等の関連する業務の中でですね、１年間通じて、えー点検を、保守点検をして頂いていると。その際、発見した不備につきましては業務報告として上がってきており、必要な予算措置、予算要求に繋げていっていると言うのがこれ実態でございます。
一方また、またあの、おー小規模な施設、まぁ集会施設等につきましては、例えば、わ、我が課の方に、いー、関して言いますと、やはり管理人さんから、さんからの通報等によってですね、えー適時、えー、ご報告を頂いた中で、えー担当課がそれぞれ、えー、まっあのー給油業者だとかを通じながらですね、ま、給油されている業者さんもストーブとかを日常見てますので、そういった横の連携、えー、あまぁ或いは管理人さんからの連携、業者さんからの連携を元にして、適時の対応を取らせて頂いていると。これがあのー、大まかな、こう実態になっていると言うふうに把握してますので、ご理解頂ければと思ってます。

「小野寺議員」
はい、議長。

（議長）
小野寺議員。

「小野寺議員」
大体、私が想、想像していた通りなんですが、要はですねぇ、きちっと行政側としての決まった方法論で検査してる訳じゃないんですよ。で、中々ちょっとね、言いづらい事なんですが、関係業者から、やーちょっと心配だよねって言う事も聞く事ありますよ。
なので、多分何か起きない限りは、それから、いや今すぐ取り替えなきゃなんないってい

う程でもなかったら、いやちょっと経、年数経ってるけどねぇ心配だねぇと思っても多分そのまんまですよねぇ。
　冬場、使ってる時に壊れてしまったら間に合わないですよねぇ。なので一定の古い所は、本当に早め早めに定期点検して、で、駄目な物はちゃんと前もって早めに直して行くと。取り替えるという事でもしないと、またまた同じように使えなくなってから慌てて処置するという事にならないでしょうかね。
　きちっとした何か方法論、小、若干小規模の、え一施設の、そういうストーブについても、さっき言ったタンクだって結構ボロボロなの、ありますよねぇ。まして、見えないところ。あの灯油の、配管ちゅうんですか、なども含めて。ある、ぎょ、本当に心配だってゆってましたね。心配だって。で、もしコメントあれば。

（議長）
　財政課長。

「財政課長」
　はい、あの一仰る部分ではですね、あの、今言いました通り、日常的な連絡体制については先程のような関係者間で出来ていると。で、結果その直す対応につきましては、まぁ担当職、担当課となりますか担当課が予算要求前にはですね、所管する施設の方をきちっと見て頂いて、そして、えー、それらが、え一集合された形で我々、予算、ん一査定と、いう段階を経ていくんですけれども、その際にはですね、細かなヒアリング等を通じておりますので、えー、まぁ予算の配分も含めて、緊急性或いは代、えーと一代替する手法と言うかですね、それが、全て言ってしまえば、全く機能が、あー、そ、その施設そのものが駄目なのかだとか、そう言うところをですね、つぶさに、え一把握した中でですね、今後も予算査定の方で対応して行きたいと言うふうに思ってますので、ご理解を頂ければと思います。

（議長）
　他に希、質疑希望はありませんので質疑を終結致します。
　お諮りします。
　本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

　（「なし」の声。）

（議長）
　異議なしと認め、直ちに採決致します。
　議案第３号、令和８年度江差町一般会計補正、補正予算（第７号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手全員であります。よって議案第３号については、原案の通り可決されました。

（議長）
日程第２３、議案第４号、令和８年度江差町介護保険特別会計補正、予算（第１号）についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。

「町長」
議長。

（議長）
町長

「町長」（提案説明）
議案第４号、令和８年度江差町介護保険特別会計よ、補正予算（第１号）についてでございます。今回の補正につ、つきましては、令和７年度介護保険給付費負担金等精算に伴う返還金の補正をお願いするものでございまして、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ２，０４１万８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２億１，１１１万８千円とするものでございます。
これによりまして、介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額は、サービス事業勘定と合わせまして、歳入歳出それぞれ１２億１，５７２万２千円となるものでございます。
具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

「高齢あんしん課長」
高齢あんしん課長。

（議長）
高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」
えーそれでは、議案第４号について、説明させて頂きます。議案書６５ページの補正予算構成表で、ご説明致します。え一事業名は、令和８年度介護給付費負担金等精算事務でございます。
介護保険会計の財源である国庫道費公費負担分は、毎年度終了後に清算事務が行われるもので、令和７年度の公費負担額を精算した結果、受領済み額を精算額が下回った為に生じた返還金の補正をお願いするものでございます。
え一記載にあります通り、返還金２，０４１万８千円の内訳につきましては、国に対する

返還金として、介護給付費国庫負担金分１，１６３万７千円。地域支援事業費国庫交付金分２６４万６千円。道に対する返還金として、介護給付費道費負担金分は１１３万７千円。地域支援事業費、道費交、交付金分は１４７万１千円。社会保険診療報酬支払基金として、介護給付費交付金分は１９２万８千円。地域支援事業交付金分１５９万９千円となっており、補正額の財源は、全額一般財源で繰越金を充当するものでございます。ご審議方よろしくお願い致します。

（議長）

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声。）

（議長）

質疑希望ありませんので質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声。）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第４号、令和８年度江差町介護保険特別会計補正予算（第１号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手全員であります。よって議案第４号については、原案の通り可決されました。

（議長）

日程第２４、議案第５号、令和８年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

（議長）

町長。

「町長」（提案説明）

議案第５号、令和８年度江差町公設卸売し、え、卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）についてでございます。

今回の補正につきましては、今春供用開始しました公設卸売、公設地方卸売市場の移転改築事業費や、北海道地域づくり総合交付金の額が確定した事により一般会計立替分の返還に係る補正予算の増額補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ３７７万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、５，３２５万５千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

「産業振興課長」

産業振興課長。

（議長）

産業振興課長。

「産業振興課長」

えーそれでは、え一議案第５号について、え一補足説明させて頂きます。議案書７７ページの、え一補正予算構成表をご覧下さい。

え一今回の補正につきましては、え一公設地方卸売市場移転新築事業に係る一般会計繰出金３７７万円を補正するものでございまして、全額、国道２２８号線かもめ島入口交差点改良工事に係る物件移転補償金を充当するものでございます。

卸ふり、おろ、卸売市場の移転新築事業につきましては、可能な限り、えー、ちょ、町の持ち出しを抑えたい事から、え一国からの移転補償金のほか、移転新築工事には、え一道の地域づくり総合交付金も活用させて頂く事で進めてきたところでございます。

え一国道改良工事のスケジュールや地域づくり総合交付金の関係上、設計から移転新築工事までは、令和７年度中に完了する必要がありましたが、財源のメインとなる、え一国からの移転補償金は、旧市場施設の解体が完了し、国において更地が確認された後に支払われる事となり、令和８年度に入ってからの支払いとなる為、令和７年度事業分の費用は、全額町の一般財源で建て替えをして、支払いをしてきたものでございます。

本年７月末をもって解体工事も完了し、全ての事業費が確定すると共に、国からの移転補償金も入金された事から、今回、令和７年度で町が、え一立て替えていた分の整理も含め、移転補償金の充当額を固めるものでございます。

え一当初予算の編成作業は、え一年末年始にかけて行われ、え一財源内訳も予算ベースに、え一配分を行い、計上させて頂いておりますが、え一外構工事や、え一旧市場施設の解体工事は当初予算編成後の、えー２月と３月に発注となりまして、え一入札による、え一事業費減に伴いまして、令和８年度で支払う事となる工事費に充当する移転補償金の額が少なくな

った分、え、令和７年度で町が立て、立て替えていた部分に充当できる事となったものでございます。
　これにより、えー当初、よ、当初予算で計上しておりました、え一令和７年度一般会計補填分の繰出金３，９５４万７千円に、え一今回補正の３７７万円を加えた、４，３３１万７千円を全額、移転補償金を充当し繰り出す事となり、え一卸売市場移転新築事業に係る総事業費、約１億２２０万円に対し、え一町の持ち出しは、最終的には約４８６万円に収める事が出来た事となっております。
　説明は以上です。ご審議方、えーよろしく、お願い申し上げます。

（議長）
　以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。
　質疑希望はありませんか。

　（「なし」の声。）

（議長）
　質疑希望ありませんので質疑を終結致します。
　お諮りします。
　本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか

　（「なし」の声。）

（議長）
　異議なしと認め直ちに採決致します。
　議案第５号、令和８年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
　挙手全員であります。よって、議案第５号については、原案の通り可決されました。

（議長）
　暫時休憩致します。

休憩　１５：１７

再開　１５：１８

（議長）

休憩を閉じて再開致します。
日程第２５、議案第６号、工事請負契約の締結についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

（議長）
町長。

「町長」（提案説明）
議案第６号、工事請負契約の締結についてでございます。
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。
契約の内容につきましては、
契約の目的　　令和７年度（繰越）豊部内川河床低下防止工事（下流区間）
工事場所　　檜山郡江差町字東山地内
内契約の方法　　指名競争入札
契約の金額　　５，３４０万５千円
契約の相手方　　檜山郡江差町字伏木戸町６３４番地
株式会社　田畑建設　代表取締役　田畑　昌伸　でございます。
ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

（議長）
以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。
質疑希望はありませんか。

（「なし」の声。）

（議長）
質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声。）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第６号、工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手全員であります。よって議案第６号については、原案の通り可決されました。

（議長）
暫時休憩致します。

休憩　１５：１９

再開　１５：２０

（議長）
休憩を閉じて再開致します。
日程第２６、議案第７号、工事請負契約の締結についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町長」
議長。

（議長）
町長。

「町長」（提案説明）
議案第７号、工事請負契約の締結についてでございます。
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。
契約の内容につきましては、
契約の目的　　令和８年度鰍川大橋長寿命化修繕工事
工事場所　　檜山郡江差町字水堀町地内
契約の方法　　指名競争入札
契約の金額　　５，６１０万円
契約の相手方　檜山郡江差町字東山６２５番地
株式会社　道南土木　代表取締役　佐藤　和浩　でございます。
ご審議の上、議決頂きます様よろしくお願い申し上げます。

（議長）
以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）
質疑希望はありませんので質疑を終結致します。
お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）
異議なしと認め直ちに採決致します。
議案第７号、工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手全員であります。よって議案第７号については、原案の通り可決されました。